

島根県社会貢献活動促進基金実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、島根県社会貢献活動促進基金条例(平成21年島根県条例第15号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、島根県社会貢献活動促進基金(以下「基金」という。)の管理に関し、必要な事項を定める。

(基金の造成)

第2条 基金は、一般会計積立金、県民等からの寄附金及びこの基金の運用から生ずる収益をもって造成する。

(基金の処分)

第3条 条例第1条の規定に基づき、特定非営利活動の促進を図るために実施する事業は次の事業とし、その金額は毎年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(1) 助成事業

(2) 制度推進事業

2 前項の事業の実施にあたっては、第5条による寄附者の希望を考慮するものとする。

第2章 寄附金

(寄附金の納入)

第4条 寄附しようとする者は、原則として、別に定める納付書により寄附を行うものとする。

(寄附金の区分)

第5条 基金への寄附は、寄附者が希望を添えることができるものとし、次の区分とする。

(1) 団体希望寄附

第12条に規定する登録団体のうち、特定の団体への支援を希望する寄附

(2) テーマ希望寄附

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)別表に掲げる活動(以下「NPO活動」という。)に関し、寄附者の意向(以下「テーマ」という。)に基づく島根県(以下「本県」という。)、島根県内の市町村等(以下「市町村等」という。)との協働事業への支援を希望する寄附

(3) 一般寄附

広く県内の社会貢献活動を支援するための寄附

2 前条の納付書に、団体希望寄附にあつては支援を希望する団体名を、テーマ希望寄附にあつては支援を希望する分野名を、一般寄附にあつてはその旨を、それぞれ記載するものとする。

3 第1項第2号の寄附について、寄附額が50万円以上の場合は、当該実施事業に、寄附者名を付記することができることとする。

(寄附金の受付窓口)

第6条 寄附金の受付窓口は、島根県指定金融機関、島根県指定代理金融機関又は島根県収納代理金融機関とする。

(寄附金の不返還)

第7条 基金に納付された寄附金は、いかなる場合も返還しない。

第3章 登録団体

(登録の申請)

第8条 第18条に規定する助成対象事業の実施団体として登録を受けようとする団体は、しまね社会貢献基金団体登録申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(登録の要件)

第9条 前条の登録の申請を行うことができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 法に定める特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)のうち、次のすべてを満たすもの。
 - ア 主たる事務所の所在地が島根県内にあること。
 - イ 活動を行う主たる区域が島根県内であること。
 - ウ NPO法人成立の日以後1年及び1事業年度が経過していること。
 - エ 法第29条に規定する書類(事業報告書、収支計算書等)のすべてを、所轄庁に提出していること。
 - オ 役員の中に暴力団関係者が含まれていないこと。
 - カ 県税及びその他の租税を滞納していないこと。
 - キ 日本財団が提供する公益コミュニティサイト CANPAN に、団体の団体情報が登録されていること。
- (2) NPO活動を主たる目的とする市民活動団体(以下「市民活動団体」という。)のうち、次のすべてを満たすもの。
 - ア 活動を行う主たる区域が島根県内であること。
 - イ 市民活動団体設立の日以後1年及び1事業年度が経過していること。
 - ウ 組織の運営に関する規則(定款、規約、会則等)、予算及び決算書類を整備していること。
 - エ 過去5年以内に島根県内の行政機関と協働で事業(補助、委託又はそれに類するもの)を行った実績を有すること又は現在行っていること。
 - オ 法第2条第2項第2号に該当すること。(法の規定を援用)
 - カ 団体の役員が法第20条各号に該当しないこと。(法の規定を援用)
 - キ 法第21条の規定を満たしていること。(法の規定を援用)
 - ク 県税及びその他の租税を滞納していないこと。
 - ケ 日本財団が提供する公益コミュニティサイト CANPAN に、団体の団体情報が登録されていること。

(登録の審査及び決定)

第10条 知事は、第8条の申請を受理したときは、前条に規定する要件の審査を行い、登録の適否を決定し、当該団体に通知するものとする。

(登録の期間)

第11条 登録の有効期間は、登録の日の属する年度の翌々年度末までとする。

(事業報告書等の提出)

第12条 第10条において、しまね社会貢献基金登録団体として登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)は、登録の翌年度から毎年度、事業年度の最終日から3月以内に、次の書類を提出するものとする。

- (1) 前年度の事業報告書又はこれに準ずるもの
 - (2) 前年度の貸借対照表及び収支計算書又はこれに準ずるもの
 - (3) 前年度の総会資料又はこれに準ずるもの
 - (4) 最新の役員名簿
- 2 知事は、登録団体から前項に定める期日までに関係書類の提出がない場合には、登録を一時停止することができる。

(団体情報の公開)

第13条 知事及び登録団体は、当該団体及び当該団体の活動内容等に対する認知度を高めるため、第8条の申請書類を一般に閲覧させるほか、ホームページに公開するなど、当該団体の活動内容等を広く周知するものとする。

(登録の変更)

第14条 登録団体は、第8条の申請書類の内容に変更があったときは、しまね社会貢献基金団体登録変更届(様式第2号)を、速やかに知事に届け出なければならない。

(登録の更新)

第15条 登録団体は、登録の有効期間の満了後も引き続き登録を受けようとする場合は、登録の有効期間が満了する日の1月前の日までに、この要綱の定めるところにより登録の手続きを行うものとする。

(登録の抹消)

第16条 登録団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、しまね社会貢献基金団体登録抹消申出書(様式第3号)により、知事に登録の抹消を申し出なければならない。

(1) 第9条各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったとき。

(2) 登録を辞退しようとするとき。

2 知事は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その登録を抹消することができる。

(1) 前項の規定により登録団体から登録抹消の申し出があったとき。

(2) 第9条に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき。

(3) 偽りその他不正の手段により登録されたと判明したとき。

(4) その他知事が特に必要があると認めるとき。

3 知事は、前項第3号及び第4号の規定による登録の抹消を行おうとするときは、あらかじめ当該団体に対して、弁明の機会を与えるものとする。

4 知事は、第2項の規定により登録を抹消したときは、当該団体に通知するものとする。

第4章 助成事業

(対象団体)

第17条 助成事業の対象は、登録団体とする。

2 第18条に掲げる鳥取・島根広域連携協働事業については、登録団体が参加した団体とする。

(助成事業)

第18条 助成事業は、次の事業とする。

(1) 団体支援助成事業

登録団体のうち、寄附者が支援を希望した特定の団体が企画・実施する事業

(2) 協働助成事業

ア 寄附者設定テーマ型

寄附者の希望を踏まえて設定したテーマに基づき、登録団体が本県、市町村等と協働で企画・実施する事業

イ 県設定テーマ型

(ア)しまね協働実践事業

県政課題を踏まえて設定したテーマに基づき、登録団体が本県と協働で企画・実施する事業

(イ)鳥取・島根広域連携協働事業

鳥取・島根両県に共通する地域課題に対し、鳥取県及び鳥取県内のNPO法人等と本県及び登録団体が協働で企画・実施する事業

(助成事業の額)

第19条 助成事業の額は、次のとおりとする。

(1) 団体支援助成事業

当該登録団体への団体希望寄附の金額の範囲内で、5万円を下限とし、知事が別に示す額を上限とする。

(2) 協働助成事業

ア 寄附者設定テーマ型

当該テーマへのテーマ希望寄附の金額の範囲内で、50万円を下限とし、知事が別に示す額を上限とする。

イ 県設定テーマ型

当該テーマへの本県が基金に拠出する額の範囲内で、200万円を上限とする。

- 2 一登録団体への一年度内における助成金の額は、1,000万円を上限とする。
- 3 第1項及び前項の規定によりがたい場合は、別に知事が定めるものとする。

(助成事業の申請)

第20条 助成事業を受けようとする団体は、しまね社会貢献基金助成事業申請書(様式第4号。団体支援助成事業にあつては、様式第4号の2。以下「助成申請書」という。)に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 2 鳥取・島根広域連携事業の申請については、別に定めるものとする。

(助成事業の対象経費)

第21条 助成事業の対象経費等は、次のとおりとする。

事業名	助成限度額	助成の対象となる経費	助成率
団体支援助成事業			
協働助成事業	知事が別に示す額	助成事業に要する経費のうち、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、使用料・賃借料(備品のリース料を含む)、賃金その他知事が認めるもの	助成対象経費の10分の10以内
寄附者設定テーマ型			
県設定テーマ型	1事業につき 2,000,000円以内		
しまね協働実践事業			
鳥取・島根広域連携協働事業			

- 2 協働助成事業について、他の助成を受けている場合又は受ける見込みがある場合は、助成対象としない。

(助成事業の審査及び決定)

第22条 知事は、助成申請書の申請があつたときは、別に定めるしまね社会貢献基金審査委員会(以下「審査委員会」という。)に諮り、事業の採否を決定するものとする。

- 2 団体支援助成事業の審査にあつては、寄附者の希望を考慮して事業の採否を決定するものとする。
- 3 寄附者設定テーマ型の審査にあたり、市町村等との協働に係る案件については、市町村等の関係者を審査委員会の委員とすることができるものとする。
- 4 鳥取・島根広域連携協働実践事業の審査にあつては、鳥取県の関係者を審査委員会の委員とすることができるものとする。
- 5 知事は、第1項の規定により助成事業の採択を決定したときは、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第23条 しまね社会貢献基金助成金(前条第5項で採択が決定した助成事業に対して交付する助成金をいう。以下「助成金」という。)の交付については、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)及びこの要綱の定めるところによる。

(交付申請)

第24条 助成金の交付を受けようとする登録団体は、しまね社会貢献基金助成金交付申請書(様式第5号)に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(助成事業の変更)

第25条 前条の助成金の交付の決定を受けた団体(以下「助成事業団体」という。)が、助成事業の変更を受けようとするときは、しまね社会貢献基金助成金変更交付申請書(様式第

6号)を知事に提出するものとする。

(実施状況の報告)

第26条 助成事業団体は、知事が指示したときは、助成事業の実施状況を速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第27条 助成事業団体は、当該助成事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付を決定した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、しまね社会貢献基金助成事業実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第28条 知事は、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、助成事業団体に対し、助成金の全部又は一部を概算払により交付することができるものとする。
2 助成事業団体者は、助成金の支払を受けようとするときは、しまね社会貢献基金助成金概算払(精算払)請求書(様式第8号)を知事に提出するものとする。

(書類の保管)

第29条 助成事業団体は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管するものとする。

(情報公開)

第30条 助成金の交付を受けて事業を実施した団体(以下「助成事業者」という。)は、助成事業の成果について、当該団体のホームページや広報物により、広く県民に情報を公開するものとする。
2 助成事業者は、知事が助成事業に関する情報公開を行うときは、必要な協力をしなければならない。

第5章 制度推進事業

(制度推進事業)

第31条 制度推進事業の対象事業は、次の事業とする。

- (1) 基金の広報
 - (2) 登録団体の情報発信の支援
 - (3) 社会貢献活動を行う団体の運営力を強化するための研修等
- 2 前項の事業は、寄附金及び本県が基金に拠出する額の範囲内で、本県が行うものとする。

(対象団体)

第32条 前条の団体の運営力を強化するための研修等の対象となる団体は、県内でNPO活動を行う団体とする。

第6章 新しい公共支援事業

(新しい公共支援事業)

第33条 新しい公共支援事業とは、新しい公共支援事業実施要領(平成23年2月16日府政経シ第39号内閣府政策統括官(経済社会システム担当)通知)第5.2に規定する事業をいう。

- 2 新しい公共支援事業の対象事業は、次の事業とする。
- (1) NPO等の活動基盤整備のための支援事業
 - (2) 寄附募集支援事業
 - (3) 融資利用の円滑化のための支援事業
 - (4) つなぎ融資への利子補給事業
 - (5) 新しい公共の場づくりのためのモデル事業

- (6) 共通事務に関する事業
- 3 前項の事業は、国からの新しい公共支援事業交付金額の範囲内で、本県が行うものとする。

第7章 新しい公共の場づくりのためのモデル事業

(対象団体)

- 第34条 モデル事業の実施主体は、次の団体とする。
- (1) NPO等及び県内市町村・島根県等を構成員に含む協議体
 - (2) NPO等及び県内市町村・島根県等

(助成金の交付)

- 第35条 モデル事業1件につき、100万円から1,000万円の助成金を交付する。

(助成事業の申請)

- 第36条 助成事業を受けようとする団体は、別に定める申請書に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(助成事業の対象経費)

- 第37条 助成事業の対象経費等は、別に定める。

(助成事業の審査及び決定)

- 第38条 知事は、助成申請書の申請があったときは、別に定める新しい公共島根県運営委員会(以下「運営委員会」という。)が事業を選定し、知事が決定するものとする。
- 2 知事は、第1項の規定により助成事業の採択を決定したときは、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

- 第39条 新しい公共の場づくりのためのモデル事業に対する助成金の交付については、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)及びこの要綱の定めるところによる。

(交付申請)

- 第40条 助成金の交付を受けようとするときは、新しい公共の場づくりのためのモデル事業助成金交付申請書(様式第5号の2)に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(助成事業の変更)

- 第41条 前条の助成金の交付の決定を受けた団体(以下「助成事業団体」という。)が、助成事業の変更を受けようとするときは、新しい公共の場づくりのためのモデル事業助成金変更交付申請書(様式第6号の2)を知事に提出するものとする。

(実施状況の報告)

- 第42条 助成事業団体は、知事が指示したときは、助成事業の実施状況を速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

- 第43条 助成事業団体は、当該助成事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付を決定した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、別に定める事業報告書を知事に提出しなければならない。

(助成金の支払)

- 第44条 知事は、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、助成事業団体に対し、助成金の全部又は一部を概算払により交付することができるものとする。

2 助成事業団体者は、助成金の支払を受けようとするときは、新しい公共の場づくりのためのモデル事業助成金概算払(精算払)請求書(様式第8号の2)を知事に提出するものとする。

(書類の保管)

第45条 助成事業団体は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管するものとする。

(情報公開)

第46条 助成金の交付を受けて事業を実施した団体(以下「助成事業者」という。)は、助成事業の成果について、当該団体のホームページや広報物により、広く県民に情報を公開するものとする。

2 助成事業者は、知事が助成事業に関する情報公開を行うときは、必要な協力をしなければならない。

第8章 地域別いきいき活動支援ネットワークづくり事業

(地域別いきいき活動支援ネットワークづくり事業)

第47条 地域別いきいき活動支援ネットワークづくり事業とは、多様な主体が交流する場を設け、その参加・交流を促進することにより、地域課題の解決を連携・協働して行う取り組みへとつなぐネットワークを形成・強化することを目的とする事業をいう。

(対象団体)

第48条 事業の実施主体は、NPO等とする。

(助成金の交付)

第49条 事業1件につき、150万円を上限として助成金を交付する。

(助成事業の申請)

第50条 助成事業を受けようとする団体は、別に定める申請書に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(助成事業の対象経費)

第51条 助成事業の対象経費等は、別に定める。

(助成事業の審査及び決定)

第52条 知事は、助成申請書の申請があったときは、別に定める新しい公共島根県運営委員会(以下「運営委員会」という。)が事業を選定し、知事が決定するものとする。

2 知事は、第1項の規定により助成事業の採択を決定したときは、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第53条 事業に対する助成金の交付については、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)及びこの要綱の定めるところによる。

(交付申請)

第54条 助成金の交付を受けようとするときは、地域別いきいき活動支援ネットワークづくり事業助成金交付申請書(様式第5号の3)に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(助成事業の変更)

第55条 前条の助成金の交付の決定を受けた団体(以下「助成事業団体」という。)が、助成事業の変更を受けようとするときは、地域別いきいき活動支援ネットワークづくり事業助成金変更交付申請書(様式第6号の3)を知事に提出するものとする。

(実施状況の報告)

第56条 助成事業団体は、知事が指示したときは、助成事業の実施状況を速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第57条 助成事業団体は、当該助成事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付を決定した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、別に定める事業報告書を知事に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第58条 知事は、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、助成事業団体に対し、助成金の全部又は一部を概算払により交付することができるものとする。

2 助成事業団体者は、助成金の支払を受けようとするときは、地域別いきいき活動支援ネットワークづくり事業助成金概算払(精算払)請求書(様式第8号の3)を知事に提出するものとする。

(書類の保管)

第59条 助成事業団体は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管するものとする。

(情報公開)

第60条 助成金の交付を受けて事業を実施した団体(以下「助成事業者」という。)は、助成事業の成果について、当該団体のホームページや広報物により、広く県民に情報を公開するものとする。

2 助成事業者は、知事が助成事業に関する情報公開を行うときは、必要な協力をしなければならない。

(その他)

第61条 この要綱に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年2月15日から施行する。